

地域資源活用コーディネーター商品開発研修業務委託プロポーザル仕様書

1. 件名

地域資源活用コーディネーター商品開発研修業務委託（以下「本業務」という。）

2. 仕様書の目的及び適用範囲

- (1) この仕様書は、松江市（以下「本市」という。）が実施する本業務に係るプロポーザルに参加する者が提案すべき内容について、基本的な事項を示すものである。
- (2) 本業務に用いた資料等は全て明確にしておき、監督員の要求があった場合は速やかに説明できるようにしておくこと。
- (3) 本仕様書に定めのない事項であっても、本業務の効果が上がると判断するものについては、積極的に提案すること。
- (4) 受託者は本業務の内容や本業務により知り得た内容について、機密を守り、許可なく公表、転用及び貸与してはならない。
- (5) 仕様の詳細については、本業務の受託候補者として特定された者と本市との協議の上、確定するものとする。ただし、提案内容がすべて盛り込まれるものではない。
- (6) 本業務の実施にあたって、次の項目に関する費用は受託者の負担とする。
 - ・業務上、受託者の不注意により生じた費用
 - ・業務の実施にあたり、受託者が第三者に損害を及ぼした場合の費用

3. 委託期間

契約締結日の翌日から令和7年3月31日まで

4. 目的

松江市の地域資源活用コーディネーター（地域おこし協力隊）は地域のひと・もの・ことに磨きをかけ、地域の生産者、企業、団体と連携することにより雇用やビジネスを創出することを目標に活動している。地域資源を活用した商品開発を行い、成果物を販売するといった一連の流れを経験することで、今後の活動や任期満了後のビジネスに繋げるもの。

5. 業務内容

【地域資源活用コーディネーター（地域おこし協力隊について）】

- ・松江市の地域資源活用コーディネーター（地域おこし協力隊）制度は、「地域の特性を生かした起業」と「本市への定住促進」を同時にねらう事業である。

- ・ 都会で培った経験、視野、能力を活かし、地域の力、市民の力を育み、松江を変える力になってもらう目的で平成28年より地域おこし協力隊制度を導入。
- ・ 本市では、国の制度の「地域おこし協力隊員」をあえて「地域資源活用コーディネーター」という職名としている。令和6年4月時点で任期満了を迎えた者は22名、現役のコーディネーターが7名となっている。
- ・ 地域の生産者、企業、団体と共創・協働により雇用やビジネスを創出することを目標に活動している。

地域資源活用コーディネーター(地域おこし協力隊)に対し、地域の特性を生かし地域に根ざした事業の起業をするために必要なスキルを習得すべく、下記項目を参考に研修等の企画立案を行い、実施すること。

地域資源を活用した商品開発等の実地研修

- ・ 地域資源の調査発掘
- ・ 地域資源を活用した商品の開発
- ・ 地域資源を活かした実地販売研修及びマーケティング指導
- ・ 商品開発や地域資源の調査発掘において、関係する人脈や情報の提供
- ・ 総合的なアドバイス

など

6. 業務推進体制・進行方法

本業務の遂行にあたって、業務実施体制及び個別業務ごとの連絡窓口を明示するとともに、各業務を確実に遂行するため、業務全体の責任者及び個別業務ごとの責任者・担当者を定め、明示すること。

(1) 業務推進体制

①事業統括責任者

本委託業務を円滑に実施できるよう、事業統括責任者を配置すること。

②事業スタッフ

本委託業務を円滑に実施するために必要な人員を適切に配置すること。

(2) 進行方法

- ①契約後速やかに研修計画書を作成し、本市の承諾を得ること。
- ②受託者は、研修の実施及び市との打合せを、松江市内において行うこと。

7. 対象となる経費

委託契約の対象経費は、本事業の実施に直接必要となる経費とする。

なお、備品購入など、受託者の財産取得となる経費は原則として認めない。

8. 仕様等の変更

受託者がやむを得ない事情により本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ本市と協議し、承認を得ること。

9. 実績報告書の提出

受託者は、事業終了後速やかに、下記のものを提出し事業実績を報告すること。

- ・研修内容報告書
- ・研修日報
- ・研修実績統括表

10. 作業基準

本業務は、本仕様書によるほか、次に掲げる関係法規に準拠して行うこと。

- (1) 松江市個人情報保護条例
- (2) 松江市個人情報保護条例施行規則
- (3) 松江市財務規則
- (4) その他関係法令及びガイドライン

11. 秘密の保持等

受託者は、業務の内容、データの内容、その他契約履行により知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。この業務は履行期間の終了後または契約を解除した後にも存続するものとする。

1 2. 無断複製及び持ち出しの禁止

受託者は、本市の保有する資料及びデータを複写または複製してはならない。また、本市内部から持ち出してはならない。ただし、業務遂行のためやむを得ない場合に限り、本市の同意を得て行うことができる。この場合、使用する資料及びデータのリストを作成の上、提出し、業務完了後速やかに本市に返却、廃棄あるいは消去しなければならない。

1 3. 個人情報の保護

- (1) 受託者は、松江市個人情報保護条例を含む関係法令を遵守しなければならない。
- (2) 受託者は、業務に係る個人情報（個人に関する情報であつて特定の個人が識別され得るものをいう）の保護については、常に最善の注意を払わなければならない。
- (3) 受託者は、個人情報を改ざん、破損、滅失及び漏洩その他の事故から保護するため、必要な措置を講じなければならない。

1 4. 再委託の禁止

受託者は、業務の全部または一部を第三者に委託し、または請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により本市の承諾を得たときは、この限りではない。

1 5. 著作権その他知的財産権

- (1) 本事業により新たに制作した制作物について
 - ① 当該業務の受託者は、制作、納品した制作物については松江市が広報及び広告活動等を行う場合、自由に使用できるよう、著作権法（昭和45年法律第48号）第18条から第20条に規定する著作権者の権利を行使しないこと。
 - ② 受託者が有する著作権法第21条から第28条までに規定する権利は、納品とともに無償で委託者に譲渡すること。また、譲渡が難しい場合においては、委託者と協議の上、譲渡を行わないことができる。ただし、その場合においても、委託者の使用权及び改変を要求する権利は留保しておくこととする。
 - ③ 受託者は、委託者に無償譲渡する前項の著作権法上の権利を、委託者以外の第三者に譲渡しないこと。
 - ④ 受託者は、第三者の商標権、著作権その他の諸権利を侵害するものでないことを保証すること。なお、制作物に使用する写真、文字等が受託者以外の者の著作物（以下「原著作物」という）である場合には、原著作者説明し、承諾を得るなど必要な手続きを採った上で本業務にあたることとし、原著作物の原著作者と委託者との間に著作権上の紛争が生じないようにすること。
 - ⑤ 当該制作物が、第三者の商標権、著作権その他の諸権利を侵害するものであった場合、前

項の手続きに不備があった場合その他受託者の責に帰する事由により原著作物の原作者等と委託者等との間に紛争が生じた場合、これによって生じる責任の一切は、受託者が負うこと。

⑥ 本市から提供する既存の情報については、著作権は本市に帰属するものとする。

1 6. その他留意事項等

- (1) 本市から提供を行った情報及び関係資料については、本委託業務を遂行するにあたって必要な範囲でのみ使用することとし、業務外・目的外での一切の使用を禁ずる。また、業務終了後は速やかに返却し、全ての機器上から消去のうえ、その旨本市へ報告すること。
- (2) 本市の条例・規則を遵守し、本市にとって適切な成果及び納品物が得られるよう、本市の立場に立ち、業務を遂行すること。また、本業務における課題、業務の見直し等必要な事項について、積極的に提案を行うこと。
- (3) 業務の遂行にあたっては、本市との連絡・調整を密に行い、別途協議が必要と判断された場合は、協議により随時打ち合わせの場を設けるものとする。また、作業の進捗状況について定期的に報告をすること。
- (4) パソコンなど業務遂行に係る必要な機器等については、すべて受託者が用意するものとする。また、それらの機器類は、受託者の責任で保守・管理及び故障対応すること。

1 7. 本仕様書に定めのない事項への対応

本仕様書に疑義が生じたとき、または定めのない事項については、本市と受託者の協議によるものとする。